

# リフォームは何業? 建設業登録不要? 無資格無免許で!?

エーッ



# 500万円未満 は 軽微? な工事

このような古い法律で未整備のままの業界が...

## 悪徳・悪質リフォーム業者の参入を許しています。

リフォーム業界最大の日本増改築産業協会(ジェルコ)の山口敬之助会長(Dr.リフォームサンセイ・宇都宮)は、近年、社会問題化した悪徳・悪質リフォーム業者が未だ絶えない現実には法の未整備が起因と指摘しています。現在の法律で500万円以下の工事は「軽微な工事」と定義され「建設業許可」は不要。ところが...  
リフォーム価格の9割はこの500万円以内の価格帯で、これが「建設業許可」を持たない悪徳、悪質リフォーム業者を許す温床に繋がっています。現在、協会では全力を挙げ、法の見直しを国土交通省に上申中です。  
悪徳は詐欺師で、悪質は建築技術・建築知識の未熟、無知から生じ、彼らにはその意識はないから問題をより複雑深刻化させている言う。「生活者の自己実現のための知識とそれを裏付ける技術があってこそ始めて満足できるリフォームが実現できる。」と山口会長は熱弁されました。2007. 10. 26. 住宅リフォームフェア 東京・ビッグサイトにて



**ジェルコ・山口会長**  
栃木を代表するリフォーム専門会社の先駆的存在「Dr.リフォーム」会長。業界のオピニオンリーダーでもある一級建築士。社員は有資格で占められる建築会社。現在リフォーム会社栃木No.1のミプロ、埼玉No.1のウツの営業担当は建築士等の有資格者で名実共に「建築リフォームのプロ集団」といえます。

## 資格の意味するところ

オールマイティーではないが...リフォームを頼む前に、これだけは、必ず確認しましょう。



建築士(一級・二級・木造)建築施工管理技士(一級・二級)インテリアコーディネーター、インテリアプランナー、マンションリフォームマネージャー、増改築相談員、福祉住環境コーディネーター(一級・二級・三級)、その他専門資格(管工事、技能士、キッチンスペシャリスト)資格の複合保有と、会社や経営者の(設計系、工務店系、ゼネコン系、住宅メーカー系、設備系、訪販系)などの出自もよく調べ下さい。

## リフォーム業者の資格 制度を検討

工事の標準化とセットで

国土交通省は、リフォーム工事の標準化と合わせて、

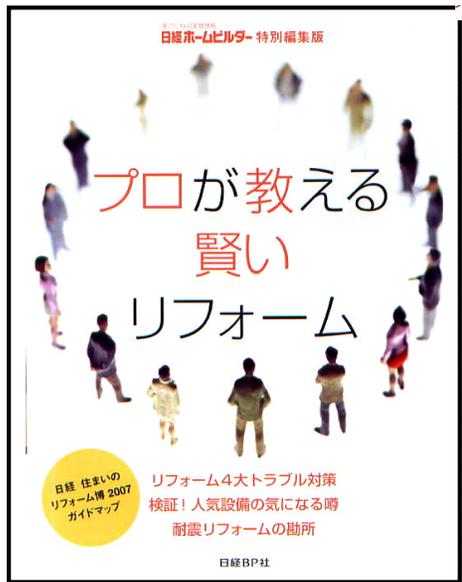
リフォーム業者の資格制度を検討する。消費者が安心して発注できる体制を整えるのが狙い。まず、2007年度の概算要求でリフォームの経営の実態調査に関する予算を盛り込んだ多様なリフォーム業者の実態を把握する。  
現在の制度下では、請負金額500万円以下の工事には建設業許可を持たない業者も参入できる。リフォーム業者の実態調査を実施へ

## 「国土交通省もようやく 資格制度」に移行の動き!

このため小規模工事を中心にさまざまな業種からの転入組で経験の浅い業者が施工するケースも多く、新築と比べ、リフォーム工場の品質レベルは業者間の格差が大きい。リフォーム工場の標準化とセットで資格制度や登録制度を創設することでリフォーム品質の標準化を進め、消費者が適切にリフォームを実施できるように市場を整備する。

## 「プロが教える賢いリフォーム選び」差上げます

先着10名様に無料プレゼント!!  
(日経BP社)



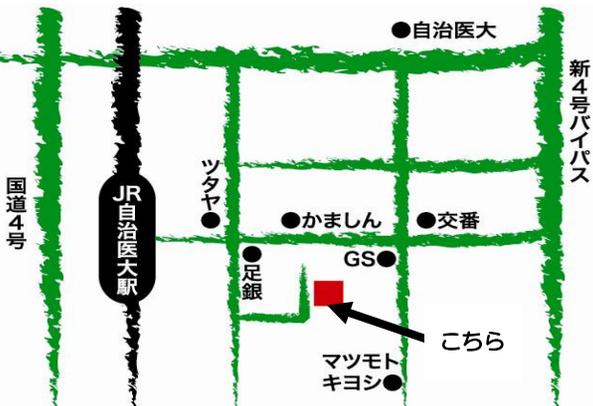
建設業の法令遵守のための情報収集窓口を開設  
**駆け込みホットライン**  
平成19年4月2日(月)より受付開始

「駆け込みホットライン」とは?  
建設業法に違反している建設業者の情報を通報して頂く窓口です。  
◆駆け込みホットラインは、各地方建設局長の権限の許可行政機関(建設業法令遵守推進本部)を設け、500万円未満の請負工事の発注者(建設業法違反)を調査し、必要に応じて入札資格を失格とし、発注者があれば監理処分等により厳正に対応します。

全国共通 TEL. 0570-018-240  
受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00(土日祝日・お盆休みを除く)

工事の施工現場に関する法令違反  
元請・下請の契約に関する法令違反  
虚偽の許可申請等の法令違反

建設業法令遵守推進本部  
法令違反情報を通報された方に不利益が生じないように十分注意して情報を取り扱います。  
必要に応じて立入検査・報告徴収  
法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応



建設業の法令を破る悪質業者が絶えず  
国としてのホットラインも開設されました。

■リフォームアップル自治医大店  
〒329-0434 栃木県下野市祇園1-20-1 ☎0285-44-8208 <fax共通>  
お問合せ:料金無料のフリーダイヤルで ☎0120-393-897

■アップル建築設計事務所 〒329-0101 下都賀郡野木町友沼5490-6 ☎0280-57-3115  
※ホームページでビフォー→アフターを多数ご紹介しています。ぜひご覧下さい。

URL <http://www.reform-apple.com>  
E-mail [info@reform-apple.com](mailto:info@reform-apple.com)